

平成31年第1回南島原市教育委員会定例会

日時 平成31年1月29日(火) 午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第1号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第2号 南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第3号 南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について

議案第4号 南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号 南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

報告第1号 損害賠償の額の決定について

報告第2号 損害賠償の額の決定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 平成30年度南島原市一般会計補正予算(第5号)について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成30年12月の諸会議並びに諸行事

26日(水) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

27日(木) 15:00 平成30年度第3回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(南有馬庁舎)

28日(金) 15:00 市仕事納め式(西有家庁舎)
17:00 教育委員会仕事納め式(南有馬庁舎)

29日(土) 20:00 消防年末警戒巡視(口之津地区消防団)

30日(日) 20:00 消防年末警戒巡視(南有馬地区消防団)

○平成31年1月の諸会議並びに諸行事

4日(金) 9:00 市仕事始め式(西有家庁舎)
11:00 平成31年南島原市成人式(コレジヨホール)
17:00 教育委員会仕事始め式(南有馬庁舎)

5日(土) 9:30 平成31年消防出初め式(コレジヨホール)

7日(月) 14:00 中学生英語暗唱大会(カムス)

9日(水) 15:00 平成31年度第1回人事市町別教育長ヒアリング(長崎市)

11日(金) 17:00 市商工会第9回新春賀詞交歓会(ザ・マーキーズ)

13日(日) 13:00 市PTA連合会研究大会(コレジヨホール)

15日(火) 13:00 平成30年度第9回教頭会研修会(コレジヨホール)

18日(金) 13:00 島原半島三市校長会合同研修会(雲仙市)

21日(月) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)
終日 第18回南島原市セミナーヨ版画展審査会(～25日)(コレジヨホール)

22日(火) 14:00 第11回B&G全国サミット(～23日)(東京都)

25日(金) 14:00 平成31年度第2回人事市町別教育長ヒアリング(長崎市)

議案第 1 号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成 3 1 年 1 月 2 9 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

議案第 2 号

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

提案理由

「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」に基づき、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校、南島原市立新切小学校の 3 校を廃止し、同 3 校を統合して、（仮称）南島原市立有家小学校を設置するため、所要の改正を行うもの。

平成 3 1 年 1 月 2 9 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例

南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3

」

を

「

(仮称) 南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地
-----------------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成33年4月1日から施行する。

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
<u>(仮称) 南島原市立有家小学校</u>	南島原市有家町久保180番地	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地
南島原市立堂崎小学校	南島原市有家町大苑720番地	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地
(略)		南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3
		南島原市立堂崎小学校	南島原市有家町大苑720番地
		(略)	

○南島原市立学校設置条例

平成18年3月31日条例第71号

改正

平成21年10月5日条例第27号
平成24年12月25日条例第30号
平成25年12月25日条例第56号
平成26年12月24日条例第24号
平成27年12月21日条例第29号

南島原市立学校設置条例

(設置)

第1条 南島原市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める小学校、中学校及び幼稚園を設置する。

(小学校の名称及び位置)

第2条 小学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(中学校の名称及び位置)

第3条 中学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(幼稚園の名称及び位置)

第4条 幼稚園の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、小学校、中学校及び幼稚園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年10月5日条例第27号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第30号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第56号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第29号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
南島原市立深江小学校	南島原市深江町丁3168番地
南島原市立深江小学校馬場分校	南島原市深江町丙751番地
南島原市立深江小学校諏訪分校	南島原市深江町丁5340番地

南島原市立小林小学校	南島原市深江町乙1080番地
南島原市立大野木場小学校	南島原市深江町戊3243番地
南島原市立布津小学校	南島原市布津町乙1676番地第1
南島原市立飯野小学校	南島原市布津町丙2365番地
(仮称) 南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地
南島原市立堂崎小学校	南島原市有家町大苑720番地
南島原市立西有家小学校	南島原市西有家町須川33番地1
南島原市立有馬小学校	南島原市北有馬町丁52番地
南島原市立南有馬小学校	南島原市南有馬町乙991番地
南島原市立口之津小学校	南島原市口之津町丁4455番地3
南島原市立加津佐小学校	南島原市加津佐町己3315番地1
南島原市立野田小学校	南島原市加津佐町乙1172番地

別表第2 (第3条関係)

名称	位置
南島原市立深江中学校	南島原市深江町丁3179番地
南島原市立布津中学校	南島原市布津町乙1653番地
南島原市立有家中学校	南島原市有家町山川344番地
南島原市立西有家中学校	南島原市西有家町須川91番地
南島原市立北有馬中学校	南島原市北有馬町丁248番地
南島原市立南有馬中学校	南島原市南有馬町乙856番地5
南島原市立口之津中学校	南島原市口之津町丙3476番地
南島原市立加津佐中学校	南島原市加津佐町己3370番地

別表第3 (第4条関係)

名称	位置
----	----

南島原市立北有馬幼稚園	南島原市北有馬町乙462番地
-------------	----------------

議案第 3 号

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について

提案理由

機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 3 1 年 1 月 2 9 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例

南島原市世界遺産影響評価委員会条例（平成30年南島原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画振興部世界遺産推進室」を「教育委員会事務局文化財課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(庶務) 第7条 評価委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局文化財課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 評価委員会の庶務は、<u>企画振興部世界遺産推進室</u>において処理する。</p>

○南島原市世界遺産影響評価委員会条例

平成30年3月22日条例第18号

南島原市世界遺産影響評価委員会条例

(設置)

第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行うため、南島原市世界遺産影響評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

議案第4号

南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

公民館の休館日を「12月29日から翌年1月3日まで」に統一するため、所要の改正を行うもの。

平成31年1月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市公民館条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表のとおり」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改める。
別表を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧																
<p>(休館日及び開館時間) 第3条 公民館の休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日まで</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(休館日及び開館時間) 第3条 公民館の休館日は、<u>別表のとおり</u>とする。 2・3 (略)</p> <p><u>別表 (第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市深江公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日</td> </tr> <tr> <td>南島原市布津公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 国民の祝日</td> </tr> <tr> <td>南島原市堂崎公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 毎月第2日曜日及び第4日曜日 (3) 国民の祝日</td> </tr> <tr> <td>南島原市西有家公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 毎月第1日曜日及び第3日曜日 (3) 国民の祝日</td> </tr> <tr> <td>南島原市北有馬折木公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日</td> </tr> <tr> <td>南島原市口之津公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日</td> </tr> <tr> <td>南島原市加津佐公民館</td> <td>(1) 12月29日から翌年1月3日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	南島原市深江公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日	南島原市布津公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 国民の祝日	南島原市堂崎公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 毎月第2日曜日及び第4日曜日 (3) 国民の祝日	南島原市西有家公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 毎月第1日曜日及び第3日曜日 (3) 国民の祝日	南島原市北有馬折木公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日	南島原市口之津公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日	南島原市加津佐公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日
名称	休館日																
南島原市深江公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日																
南島原市布津公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 国民の祝日																
南島原市堂崎公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 毎月第2日曜日及び第4日曜日 (3) 国民の祝日																
南島原市西有家公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日 (2) 毎月第1日曜日及び第3日曜日 (3) 国民の祝日																
南島原市北有馬折木公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日																
南島原市口之津公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日																
南島原市加津佐公民館	(1) 12月29日から翌年1月3日																

改正

平成28年3月28日教育委員会規則第6号

南島原市公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市公民館条例（平成18年南島原市条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長等)

第2条 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、館務を掌理する。

2 職員は、館長の命を受け事務をつかさどる。

(休館日及び開館時間)

第3条 公民館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の申請)

第4条 公民館及び附属設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、南島原市公民館利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 公民館利用の申込みは、利用しようとする日の前月の1日から利用前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用期間の制限)

第5条 公民館の利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 教育委員会は、公民館の利用を許可したときは、南島原市公民館利用許可書（様式第2号）を利用者に交付する。

2 前項の許可書は、公民館を利用する際、館長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。
- (2) 市内公共団体が利用するとき。
- (3) 社会福祉団体が利用するとき。
- (4) 社会教育関係団体が利用するとき。
- (5) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (6) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。
- (7) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- (8) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項第2号から第4号までの場合は、設備使用料及び冷暖房使用料は、免除の対象としない。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市公民館使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（入館の制限）

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館への入館を拒否し、又は公民館からの退去を命令することができる。

- （1）他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物及び動物の類を携行する者
- （3）その他公民館の管理上支障があると認める者

（禁止行為）

第10条 公民館（敷地を含む。）内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- （1）寄附の募集
- （2）広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

（利用者等の守るべき事項）

第11条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （1）利用団体の責任者は、利用者の指導、監督等一切の責任を持つこと。
- （2）利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
- （3）所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- （4）ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- （5）許可を受けないで、壁、柱等に張り紙・釘等をしないこと。
- （6）利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員（以下「館長等」という。）に申し出て点検を受けること。
- （7）利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- （8）その他館長等の指示に従うこと。

（損壊等の届出）

第12条 建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

（職員の入室）

第13条 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、現に利用している施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

（施設及び設備の保全管理）

第14条 館長は、教育効果をあげるため常に当該公民館の施設及び設備の保全管理に努めなければならない。

2 館長は、当該公民館の施設及び設備の保全、取得処分又は変更について教育委員会に意見を申し出ることができる。

（免責）

第15条 利用者又は入館者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市はその責めを負わない。

（備え付けるべき表簿及びその保存）

第16条 公民館において備え付けなければならない表簿は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公民館日誌
- (2) 出勤簿
- (3) 備品台帳及び施設台帳（土地及び建物等の図面を含む。）

2 前項各号に掲げる表簿のうち第3号は永年保存とし、その他の表簿は5年間保存するものとする。

(報告)

第17条 館長は、各月の事業計画及びその実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

(分館長)

第18条 分館長は、当該地区において推薦された者を教育委員会が委嘱する。

2 分館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告事項)

第19条 分館長は、次の事項について年度末に教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) 分館の利用状況

2 分館長は、次に掲げる場合には、直ちにその状況及びてん末を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 分館において火災、風水害、盗難等の被害があったとき。
- (2) その他必要と認めるとき。

(公民館運営審議会)

第20条 条例第14条の規定に基づき設置する南島原市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に審議会の委員（以下「委員」という。）の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、審議会の議長となり会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 会議は、館長の諮問により、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立公民館規則（昭和34年深江町教育委員会規則第1号）、西有家公民館管理運営規則（平成15年西有家町教育委員会規則第4号）、公民館管理運営規則（昭和54年北有馬町教育委員会規則第6号）又は加津佐町中央公民館規則（昭和47年加津佐町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市公民館利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 (印)
電話番号 ()

南島原市公民館及び附属設備の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用施設名	公民館					室名					
利用附属設備											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価		小計		合計			
		時間	回	円		円		円			
有料・免除 (理由)											
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

様式第2号 (第6条関係)

(本人控)

年 月 日

南島原市公民館利用許可書

様

南島原市教育委員会

年 月 日付 申請の公民館使用について、下記のとおり利用を許可します。
 なお、利用にあたっては、下記の利用条件を遵守するとともに教育委員会（館長等）の指示に従ってください。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用施設名	公民館					室名					
利用附属設備											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計					
		時間	回	円	円	円					
有料・免除 (理由)											
備考						受付者					

《利用条件》

- 1 利用団体の責任者は、利用者の指導・監督など一切の責任を持つこと。
 - 2 利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
 - 3 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
 - 4 ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
 - 5 許可を受けないで壁、柱等に張り紙・釘等をしないこと。
 - 6 利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員に申し出て点検を受けること。
 - 7 利用を取り消すときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- ※利用条件に違反があった場合は、今後の利用を禁止する場合があります。

様式第3号 (第8条関係)

南島原市公民館使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
 団体名
 代表者 氏名 ㊟
 電 話

南島原市公民館条例施行規則の規定に基づき、下記により使用料を還付くださるよう申請します。

記

1	利用予定年月日	年 月 日
2	納付年月日	年 月 日
3	利用を取り止めた施設	
4	利用を取り止めた理由	

振 込 先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第 5 号

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

公民館を含めた社会教育施設の休館日を「12月29日から翌年1月3日まで」に統一するため、所要の改正を行うもの。

平成31年1月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次のとおり」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 南島原市原城オアシスセンター（以下「オアシスセンター」という。）の休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日まで</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 南島原市原城オアシスセンター（以下「オアシスセンター」という。）の休館日は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>毎月第2日曜日及び第4日曜日並びに毎月第1月曜日及び第3月曜日</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>2・3 (略)</p>

○南島原市原城オアシスセンター条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第22号

改正

平成28年3月28日教育委員会規則第10号

平成30年3月27日教育委員会規則第3号

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市原城オアシスセンター条例（平成18年南島原市条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長等)

第2条 館長は、所属職員を指揮監督し、館務を掌理する。

2 職員は、館長の命を受け事務をつかさどる。

(休館日及び開館時間)

第3条 南島原市原城オアシスセンター（以下「オアシスセンター」という。）の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 オアシスセンターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の申請)

第4条 オアシスセンター及び附属設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、南島原市原城オアシスセンター利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 オアシスセンター利用の申込みは、利用しようとする日の前月の1日から利用前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用期間の制限)

第5条 オアシスセンターの利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 教育委員会は、オアシスセンターの利用を許可したときは、南島原市原城オアシスセンター利用許可書（様式第2号）を利用者に交付する。

2 前項の許可書は、オアシスセンターを利用する際、館長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。
- (2) 市内公共団体が利用するとき。
- (3) 社会福祉団体が利用するとき。
- (4) 社会教育関係団体が利用するとき。
- (5) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (6) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。
- (7) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- (8) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市原城オアシスセンター使用料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(入館の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、オアシスセンターへの入館を拒否し、又はオアシスセンターからの退去を命令することができる。

- (1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物及び動物の類を携行する者
- (3) その他オアシスセンターの管理上支障があると認める者

(禁止行為)

第10条 オアシスセンター(敷地を含む。)内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(利用者等の守るべき事項)

第11条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用団体の責任者は、利用者の指導、監督等一切の責任を持つこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (4) ごみ(缶、ビン等)は持ち帰ること。
- (5) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙・釘打ち等をしないこと。
- (6) 利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員(以下「館長等」という。)に申し出て点検を受けること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他館長等の指示に従うこと。

(保安の責任)

第12条 利用者は、オアシスセンターを利用するに当たっては、入場者の整理、警備等の保安及び施設等の保全について責任を負うものとする。

(損壊等の届出)

第13条 建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

(職員の入室)

第14条 館長等は、オアシスセンターの管理上必要があると認めるときは、現に利用している施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第15条 利用者又は入館者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の原城オアシスセンター管理・運営規則（平成9年南有馬町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南島原市原城オアシスセンター利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ ①
電話番号 () _____

南島原市原城オアシスセンターの利用を下記により申請します。
なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名						
利用目的						利用者数	人					
利用室名	1 多目的ホール 2 研修室 3 和室 4 会議室(食堂) 5 調理実習室 6 情報交換室 7 トレーニング室											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	時	分		
		日	日	日	日	日	時	分	時	分		
		日	日	日	日	日	時	分	時	分		
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計						
		時間	回	円	円	円						
有料・免除 (理由)												
備考						受付者						

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

様式第2号 (第6条関係)

(本人控)
年 月 日

南島原市原城オアシスセンター利用許可書

申請者 様

南島原市教育委員会

年 月 日付 申請の原城オアシスセンター利用について、下記のとおり許可します。なお、利用にあたっては、下記の利用条件を遵守するとともに教育委員会（館長等）の指示に従ってください。

記

利用団体名								代表者名			
利用目的								利用者数	人		
利用室名	1 多目的ホール 2 研修室 3 和室 4 会議室(食堂) 5 調理実習室 6 情報交換室 7 トレーニング室										
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	時	分	
		日	日	日	日	日	時	分	時	分	
		日	日	日	日	日	時	分	時	分	
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計					
		時間	回	円	円	円					
有料・免除 (理由)							円				
備考								受付者			

《利用条件》

- 1 利用団体の責任者は、利用者の指導・監督など一切の責任を持つこと。
- 2 利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
- 3 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- 4 ごみ(缶、ビン等)は持ち帰ること。
- 5 許可を受けずに壁、柱等に張り紙・釘打ち等をしないこと。
- 6 利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員に申し出て点検を受けること。
- 7 利用を取り消すときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。

*利用条件に違反があった場合は、今後の利用を禁止する場合があります。

様式第3号 (第8条関係)

南島原市原城オアシスセンター使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
 団体名
 代表者氏名 印
 電 話

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の規定に基づき、下記により使用料を還付くださるよう申請します。

記

1	利用予定年月日	年 月 日
2	納付年月日	年 月 日
3	利用を取り止めた施設	
4	利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

報告第1号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

平成31年1月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

1 賠償の理由

平成30年11月15日午後5時15分頃、南島原市南有馬白木野体育館（南島原市南有馬町丙1779番地4）において、有馬小学校女子ミニバスケットボールクラブの練習の見守りをしていた保護者（母親）2人の上に、体育館出入口のドアの一部であるL字型鉄製板（3,800mm×160mm×80mm、重さ12kg）が落下し、負傷した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

3,710円

3 賠償する相手方

報告第2号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

平成31年1月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

1 賠償の理由

平成30年11月15日午後5時15分頃、南島原市南有馬白木野体育館（南島原市南有馬町丙1779番地4）において、有馬小学校女子ミニバスケットボールクラブの練習の見守りをしていた保護者（母親）2人の上に、体育館出入口のドアの一部であるL字型鉄製板（3,800mm×160mm×80mm、重さ12kg）が落下し、負傷した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

2,380円

3 賠償する相手方